

関係法令（抄）

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）

（人事教育局の所掌事務）

第八条 人事教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九 （略）

十 防衛省の職員の給与に関する制度に関すること。

十一～二十 （略）

（給与課の所掌事務）

第二十七条 給与課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の職員の給与に関する制度に関すること。

二 （略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）について、その給与、自衛官任用一時金、公務又は通勤（第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害補償及び若年定年退職者給付金に関する事項並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の特例を定めることを目的とする。

（地域手当等）

第十四条 常勤の防衛大臣補佐官には地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を、第六条の規定の適用を受ける自衛官には地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、その他の自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。（以下、略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

（団体の結成等の禁止）

第六十四条 隊員は、勤務条件等に関し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2 隊員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。

3・4 （略）

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

（特殊勤務手当）

第十三条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 （略）

公務員の給与改定に関する取扱いについて

〔平成 22 年 11 月 1 日〕
閣 議 決 定

- 1 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、去る 8 月 10 日の人事院勧告どおり改定を行うものとする。
- 2 特別職の国家公務員の給与については、おおむね 1 の趣旨に沿って取り扱うものとする。
- 3・4 (略)

防衛省職員に支給される手当

平成22年4月現在

	一般職の国家公務員の例により又は準じて支給される手当	防衛省独自の手当	
自衛官	俸給の特別調整額 扶養手当 本府省業務調整手当 初任給調整手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 管理職員特別勤務手当 特地勤務手当 寒冷地手当 期末手当 勤勉手当	特殊勤務手当(注1) 爆発物取扱作業等手当 航空作業手当 異常圧力内作業等手当 駐留軍関係業務手当 南極手当 夜間看護等手当 除雪手当 死体処理手当 災害派遣等手当 夜間特殊業務手当 航空管制手当 国際緊急援助等手当 海上警備等手当 小笠原手当	航空手当(注2) 乗組手当(注3) 落下傘隊員手当 特別警備隊員手当(注4) 特殊作戦隊員手当 航海手当(注5) 営外手当 特殊勤務手当 落下傘降下作業手当 対空警戒対処等手当 分べん取扱手当
事務官等	俸給の調整額 俸給の特別調整額 扶養手当 本府省業務調整手当 初任給調整手当 専門スタッフ職調整手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 管理職員特別勤務手当 特地勤務手当 寒冷地手当 超過勤務手当 休日給 夜勤手当 宿日直手当 期末手当 勤勉手当	特殊勤務手当(注1) 爆発物取扱作業等手当 航空作業手当 異常圧力内作業等手当 駐留軍関係業務手当 南極手当 夜間看護等手当 除雪手当 死体処理手当 災害派遣等手当 夜間特殊業務手当 国際緊急援助等手当 海上警備等手当 小笠原手当	特殊勤務手当 分べん取扱手当
<p>○指定職俸給表、自衛官俸給表の将若しくは将補(→)欄の適用を受ける者の手当は、上の区分にかかわらず、次の手当が支給される。</p> <p>自衛官：地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、特地勤務手当、寒冷地手当、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航海手当、期末手当、勤勉手当</p> <p>事務官等：地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、特地勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当</p> <p>○国際平和協力業務に従事する者には、国際平和協法力に基づく国際平和協力手当が支給される。</p> <p>注1：一般職の特殊勤務手当と同趣旨 注2：一般職の俸給の調整額（航空機乗員）＋航空手当と同趣旨 注3：一般職の俸給の調整額（船舶乗組員）と同趣旨 注4：一般職の俸給の調整額（特殊警備隊）と同趣旨 注5：一般職の航海日当と同趣旨</p>			

特殊勤務手当の概要

平成22年4月1日現在

種 類	一般職の見合いの手当	支給対象業務及び支給額の概要
1 爆発物取扱作業等手当	爆発物取扱等作業手当	不発弾その他爆発のおそれのある物件の取扱いの業務 250円～10,400円/日
	放射線取扱手当	X線等の放射線を人体に対して照射する作業等 7,000円/月
2 航空作業手当	航空手当	航空機に搭乗して行う航空作業 1,200円～5,100円/日
		危険な飛行を行う航空機に搭乗して行う航空作業 620円～3,400円/日
3 異常圧力内作業等手当	異常圧力内作業手当	低圧室内における航空生理訓練等又は高圧室内における飽和潜水作業等 900円～2,400円/回(低圧) 210円～7,350円/時間(高圧)
		潜水器具を着用して行う作業等、潜水艦救難潜水装置に乗り組んで行う作業 310円～11,200円/時間又は1,400円/日
		潜水艦により長期間潜航する作業等 500円～1,750円/日
		航空医学のために行う加速度実験の業務 900円～2,100円/日
4 落下傘降下作業手当		落下傘降下の作業 2,800円～12,600円/回
5 駐留軍関係業務手当	用地交渉等手当	駐留軍に対する施設・区域の提供等のため利害関係人等との折衝等の作業 650円/日
6 南極手当	極地観測手当	南緯55度以南の地域における南極地域への輸送業務 1,800円～4,100円/日
7 夜間看護等手当	夜間看護等手当	看護師等が行う深夜における患者看護等の業務 1,620円～6,800円/回
8 除雪手当	道路上作業手当	夜間における自衛隊専用道路又は暴風雪警報発令下における除雪業務 300円又は450円/日
9 小笠原手当	小笠原業務手当	小笠原諸島に所在する官署における業務 300円～5,510円/日
10 死体処理手当	死体処理手当	医療施設での死体処理又は災害派遣における死体収容等の業務 1,000円～3,200円/日
10 災害派遣等手当	災害応急作業等手当	大規模な災害が発生した場合において行う遭難者の救助等の業務 1,620円/日又は3,240円/日
12 対空警戒対処等手当		弾道ミサイル等対処時に屋外に展開して行う業務等 1,100円/日
	移動通信等作業手当	所在する基地を離れて長期間にわたり行う航空警戒管制に関する業務 560円/日
13 夜間特殊業務手当	夜間特殊業務手当	正規の勤務時間の一部又は全部にわたり深夜において行う通信設備の保守等の業務(深夜における勤務時間が2時間に満たないものを除く) 490円～1,100円/回
14 航空管制手当	航空管制手当	航空機の管制に関する業務に必要な技能を有すると認定された者が行う業務 340円～770円/日
15 国際緊急援助等手当	国際緊急援助等手当	国際緊急援助活動又は在外邦人等の輸送が行われる海外の地域における業務 1,400円～4,000円/日又は7,500円/日
16 海上警備等手当	犯則取締等手当	特別警備業務、特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務 7,700円/日
		不審船舶への立入検査業務又は海賊対処立入検査業務(上記を除く。) 2,000円/日
	護衛等手当	海賊行為から航行中の船舶を防護するために海外の地域において行う業務 400円～4,000円/日
17 分べん取扱手当		出生証明書又は死産証明書を作成する分べんの取扱いに従事する業務 10,000円/回

注 手当によっては、一定の要件に該当する場合、加算又は減算の措置がある。

平成22年度 諸手当の改善及び見直しの概要

1 爆発物取扱作業等手当の適正化

(1) 手当の主旨

自衛隊は、警察本部長等の要請により市街地等で発見される戦時下の不発弾等の安全化作業（爆破による処分、信管除去作業等）を行っている。

また、平素から演習、訓練等において各種の爆発物（火薬、弾薬、不発弾等）を取り扱う作業（運搬、整備、試験等）を行っている。

これらの爆発のおそれのある物件を取り扱う作業は、著しく危険、困難等であることから、作業ごとに爆発物取扱作業等手当が支給されている。

（手当額）

不発弾等の信管除去作業等	作業1日当たり	5,200円
爆発物の搜索、運搬、発掘、焼却、爆破等	作業1時間当たり	110円

(2) 改善及び見直しの概要

ア 戦時下の不発弾等の安全化作業

爆発のおそれのある物件の取り扱いで特に危険な作業として、演習場等で行う手掘りによる不発弾等の発掘作業、戦時下の不発弾等の信管除去作業などがある。これらの作業は、技術的に困難であるため、取り扱いに細心の注意を払い作業に従事している。しかし、衝撃、摩擦等により不意に爆発する可能性があり、爆発に至った場合には作業に従事していた隊員の死亡事故につながる著しく危険かつ困難な作業である。このため、1日当たり5,200円の手当が支給される。

このうち戦時下に投下、遺棄等された爆弾等には、経年変化により危険性が増大、弾殻の亀裂等による自然発火、弾殻の著しい劣化により岩石等との識別が困難、使用炸薬、構造等が不明などの特殊性がある。また、安全化作業を行う場所が市街地等の場合は、住民等の避難、交通の制限等の住民生活等に制限を与える中で実施することから精神的負担は増大する。演習場等において行う不発弾処理に比べ、技術的困難性、精神的負担等から危険性、困難性が極めて高い作業である。

このため、手当額を改善する。

（手当額）

作業1日当たり 5,200円 → 作業1日当たり 10,400円

イ 爆発物の取り扱い作業（運搬、整備、試験等）

爆発物を取り扱う作業は、危険性、困難性等のことなる各種の作業があるにもか

かわらず、一律1時間当たり110円の手当額となっている。このため、作業ごとの危険性、困難性等を再評価し、手当額を見直す。

(ア) 不発弾の搜索、発掘等

演習場等で発生した不発弾を搜索、発掘する作業の危険性、困難性は、不発弾の埋没している箇所が予め特定できず、不意に不発弾に接触し、死傷事故となる可能性がある。

一般職の国家公務員の爆発物取扱等作業手当における火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査においても、災害調査等の際に2次災害の発生を予測できず不意に災害に巻き込まれる可能性を内包している点が共通となっている。

以上のことから、不発弾の搜索、発掘等に従事した隊員に支給する手当額を一般職の国家公務員の爆発物取扱等作業手当と同額に見直す。

(手当額)

作業1時間当たり 110円 → 作業1日当たり 750円

(イ) 弾薬整備作業、火薬類の試験等

爆発物を取り扱う作業のうち火薬類の加工、弾薬の整備等は火薬、弾薬等の燃焼、爆発等による死傷事故となる可能性はあるが、自己の管理下において構造等を熟知した火薬、弾薬等を取り扱うことから(ア)の作業と比較すれば危険性、困難性等は若干軽減される。

一般職の国家公務員の坑内作業手当における坑内作業(トンネルの掘削作業、掘削作業の監督等)においても、落盤、落石等による死傷事故の可能性はあるものの、砂礫の落下、山鳴り等により落盤等の兆候を察知でき、危険回避を行える点が共通となっている。

以上のことから、弾薬整備作業、火薬類の試験等に従事した隊員に支給する手当額を一般職の国家公務員の坑内作業手当と同額に見直す。

(手当額)

作業1時間当たり 110円 → 作業1日当たり 560円

(ウ) 電気式の起爆装置等を有する弾薬等の整備作業

弾薬整備作業のうち電気式の起爆装置等を有する弾薬等の整備作業は、自己の管理の及ばない静電気等により不意に爆発する鋭敏な特性を有していることから、(ア)と同額に見直す。

(手当額)

作業1時間当たり 110円 → 作業1日当たり 750円

ウ 減算額措置及び加算措置

時給制から日額制に改正することに併せ、1日の作業時間が4時間未満の場合は、100分の60に相当する額とする減額措置を設けた。

また、各種の作業(アの作業を除く。)が日没から日の出までの間に行われた場合については、作業の危険性、困難性等が高まることから100分の50に相当す

る額を加算する加算措置を設けた。

上記のように、手当額の日額制や減額措置を設けることにより所要経費の縮減を行い、その範囲内において、危険性、困難性等を踏まえたメリハリのある手当制度とした。

2 対空警戒対処等手当の新設

(1) 手当の主旨

平成18年3月に自衛隊に対し新たな任務として弾道ミサイル等に対する破壊措置が付与され、また、平成21年3月に弾道ミサイル等破壊措置命令が発令されるなど弾道ミサイルに対処する自衛隊の活動は重要かつ蓋然性の高いものである。

航空自衛隊の行うこの活動は、弾道ミサイル等の破壊に関し、最終的な破壊を担当する極めて重要な任務である。この活動に屋外に部隊を展開して従事する隊員は、不意、急襲的に飛来する弾道ミサイル等に対処するため昼夜を問わず実戦態勢という極めて特殊な業務であり、肉体的、精神的に過度の負担のかかるものである。また、反対工作を行うテロリスト等の標的になる可能性もあり、危険性、困難性等は、著しいため、この活動に従事する隊員に対して対空警戒対処等手当を支給する。

(手当額)

作業1日当たり 1, 100円

※ 対空警戒対処等手当は、従前からある移動警戒作業手当の名称を変更し、支給範囲を拡大した。

(2) 改善及び見直しの概要

この手当の新設に当たり、航空自衛隊の高射部隊の夜間における勤務体制の見直しを受け、夜間特殊業務手当の支給範囲を縮小し、所要経費の縮減を図った。

※ 夜間特殊業務手当とは、正規の勤務時間の一部又は全部にわたり深夜において行う通信設備の保守等の業務に従事する隊員に対して支給される。

※ 現在、弾道ミサイル等破壊措置命令により活動しておらず、また、将来の弾道ミサイル等破壊措置命令の発出の時期が定まっていないことから、平成22年度予算に所要経費を計上していない。

3 分べん取扱手当の新設

(1) 手当の主旨

民間等における産科医師数については、近年、出生数の減少、医療過誤による訴訟の増加、勤務環境の悪化等により減少している。産科医師の確保は、産科医療における喫緊の課題であり、これに対処するため厚生労働省が産科等を有する医療機関に対

して補助金を交付し、分べん取扱手当に係る支援事業を行っている。また、独立行政法人国立病院機構においても同旨の手当を支給している。

防衛省における産科医師の勤務環境についても民間等の産科医師と同様の状況であり、産科医師が減少し、産科医師の確保が重要な課題となっている。さらに民間等において分べん取扱手当の支給が広がり、民間等への流出が懸念される状況となっている。防衛省の一部の病院は民間開放されており、地域の産科医療にも貢献しているが、産科医師の減少により休診を余儀なくされた例もある。

このため、防衛省における産科医師の確保（人材流出、離職の防止）、地域の産科医療への貢献の観点から分べん取扱手当を新設する。

（手当額）

分べん取扱い1件当たり 10,000円

※ （独）国立病院機構の緊急医療体制等確保手当のうち分べんの取り扱いに係る手当額と同額。

（2）改善及び見直しの概要

爆発物取扱作業等手当及び夜間特殊業務手当の見直しに伴い縮小された所要経費の縮減の範囲内で手当を新設した。